2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(二)「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市弥生大字尺間字丸山九八四の一から九八四の五まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○関東地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
幸手市大字上高野字慶作前二七七九番地先から同市大字上高野字慶作前二六八〇番地先まで	前	四三・一一～一二九・一四メートル　〇・〇九三キロメートル
	後	四三・一一～一二九・一四メートル　〇・〇九三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

○経済産業省告示第百二十八号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第四条第一項の規定に基づき、令和七年度以降の五年間についての石油備蓄目標を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

令和七年九月四日

経済産業大臣　武藤　容治

令和七年度以降の五年間についての石油備蓄目標

一　備蓄の数量に関する事項

備蓄の数量は、石油（石油ガスを除く。以下同じ。）にあっては、国家備蓄は産油国共同備蓄の二分の一と合わせて我が国の石油の輸入量の九十日分（国際エネルギー機関（ＩＥＡ）基準）程度に相当する量を、民間備蓄は我が国の石油の消費量の七十日分に相当する量をそれぞれ下回らないものとし、石油ガスにあっては、国家備蓄は我が国の石油ガスの輸入量の五十日分程度に相当する量を、民間備蓄は我が国の石油ガスの輸入量の四十日分に相当する量をそれぞれ下回らないものとする。

二　新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項

新たに設置すべき貯蔵施設は、石油にあっては、無しとし、石油ガスにあっても同様とする。

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道積丹郡積丹町大字野塚町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三四七五林班ロ小班から同町大字野塚町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三四七五林班い小班まで	前	一八・五七～二七・四五メートル　〇・〇二九キロメートル
	後	一八・五七～三二・三六メートル　〇・〇二九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月四日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道磯谷郡蘭越町字田下一五六番六地先から同町字田下一五六番五まで	前	二八・二三～二八・三四メートル　〇・〇一六キロメートル
	後	二八・二三～三六・五六メートル　〇・〇一六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月四日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道足寄郡陸別町字利別川上原野基線西一一番一から同町字利別川上原野基線西一〇番一まで	前	三一・九二～三七・九八メートル　〇・〇六九キロメートル
	後	三二・八四～四二・三三メートル　〇・〇六九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道積丹郡積丹町大字野塚町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三四七五林班ロ小班から同町大字野塚町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三四七五林班い小班まで	前	一八・五七～二七・四五メートル　〇・〇二九キロメートル
	後	一八・五七～三二・三六メートル　〇・〇二九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月四日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道磯谷郡蘭越町字田下一五六番六地先から同町字田下一五六番五まで	前	二八・二三～二八・三四メートル　〇・〇一六キロメートル
	後	二八・二三～三六・五六メートル　〇・〇一六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月四日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道足寄郡陸別町字利別川上原野基線西一一番一から同町字利別川上原野基線西一〇番一まで	前	三一・九二～三七・九八メートル　〇・〇六九キロメートル
	後	三二・八四～四二・三三メートル　〇・〇六九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部